

平成30年3月第1回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 平成30年2月16日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

1番 山田雅士
2番 小澤孝延
3番 角麻子
4番 鈴木広美
5番 服部雅恵
6番 小菅耕二
7番 石井孝昭
8番 桜田秀雄
9番 林修三
10番 山口孝弘
11番 小高良則
12番 川上雄次
13番 林政男
14番 新宅雅子
15番 加藤弘
16番 京増藤江
17番 丸山わき子
18番 小山栄治
19番 木村利晴

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

○市長部局

・議案説明者

市	長	北村新司
副市	長	松澤英雄
総務部	長	山本雅章
市民部	長	和田文夫
経済環境部	長	江澤利典
建設部	長	横山富夫

会 計 管 理 者	金 崎 正 人
財 政 課 長	會 嶋 禎 人
国 保 年 金 課 長	吉 田 正 明
高 齡 者 福 祉 課 長	田 中 和 彦
下 水 道 課 長	中 村 正 巳
水 道 課 長	山 本 安 夫

・連絡員

秘 書 広 報 課 長	鈴 木 正 義
総 務 課 長	大 木 俊 行
社 会 福 祉 課 長	日 野 原 広 志
農 政 課 長	相 川 幸 法
道 路 河 川 課 長	中 込 正 美

○教育委員会

・議案説明者

教 育 長	加 曾 利 佳 信
教 育 次 長	村 山 のり子

・連絡員

教 育 総 務 課 長	川 名 弘 晃
-------------	---------

○農業委員会

・議案説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 澤 孝 行
-------------------	---------

○監査委員

・議案説明者

監 査 委 員 事 務 局 長	内 海 洋 和
-----------------	---------

○選挙管理委員会

・議案説明者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	大 木 俊 行
-----------------------	---------

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	川 崎 義 之
副 主 幹	小 川 正 一
副 主 幹	中 嶋 敏 江

主 査 須賀澤 勲
主 査 補 嘉瀬 順子
主 任 主 事 藏 村 隆雄

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第1号）

平成30年2月16日（金）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案の上程

諮問第1号

議案第1号から議案第29号

提案理由の説明

諮問第1号 質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

議案第1号 質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

予算審査特別委員会の設置及び付託

日程第4 休会の件

○議長（木村利晴君）

本日、平成30年3月第1回八街市議会定例会はここに開会される運びとなりました。

この定例会は諮問1件、議案29件が提出されることになっています。慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待しますとともに、議会運営につきましてもご協力をお願いいたしまして、開会のご挨拶といたします。

ただいまから平成30年3月第1回八街市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は19名です。議員定数の半数以上に達していますので、この定例会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、監査委員から11月、12月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている報告3件が議長宛てに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議等は配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第88条の規定に基づき、石井孝昭議員、小菅耕二議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○林 修三君

皆さん、おはようございます。

平成30年3月第1回定例会の会期等を協議するため、去る2月8日に議会運営委員会を開催し、慎重に協議いたしました。その結果についてご報告いたします。

本3月定例会に上程される案件は諮問1件、議案29件であります。

次に、一般質問の通告が、代表質問4人、個人質問11人からありました。

以上の案件を審議するため、3月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から3月19日までの32日間と協議決定いたしました。また、ご存じのように、3月議会は新年度の予算案を昨年同様に議会全員で審議する重要な議会でもあります。どうぞこの会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう、議員各位のご協力をお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（木村利晴君）

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、この定例会の会期は本日から3月19日までの32日間とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

ご異議なしと認めます。会期は32日間に決定しました。

日程第3、議案の上程を行います。

諮問第1号、及び議案第1号から議案第29号を一括議題とします。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(木村利晴君)

ご異議なしと認めます。

諮問第1号、及び議案第1号から議案第29号の提案理由の説明を求めます。

○市長(北村新司君)

本日ここに平成30年3月第1回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会に提出させていただきました議案の説明に入ります前に、平成30年度の市政運営に臨む所信の一端を申し述べさせていただくとともに、平成30年度予算編成の基本的な考え方について、ご説明させていただきます。

私は、平成22年末に市民の皆様から信託をいただき市政をお預かりして以来、時がたつのは早いもので、2期目の任期も残すところあとわずかとなりました。この間を顧みるとき、特に印象に強く残っているのは、東日本大震災の発生とその対応でございます。市長としてスタートしてすぐに発生した東日本大震災は、人と人が互いに助け合い、絆で結ばれることのとうととき、そして、被害を最小限に食い止めるための事前の備えと、自助・共助・公助の防災意識の醸成など、その重要性を改めて痛感させられる出来事でありました。また、市政運営に目を向けますと、特に主要な施策として位置付けました八街バイパスの整備、榎戸駅整備事業、朝陽小学校の校舎改築、各小中学校の校舎等耐震補強、新規児童クラブの開設、人間ドックの助成、ひとり暮らしの高齢者世帯への訪問制度の確立、中学校3年生までの児童医療費助成、本市特産物のトップセールス、八街駅北口市の開設、買い物弱者の支援及び商店街の振興を図るためのお買い物代行事業、農業体験ツアーの実施、八街落花生まつりの開始など、現在進行している事業を含め、市民の皆様に対して一定のサービスが提供できたのではないかと考えております。

この間、大変厳しい財政状況ではございましたが、さまざまな困難を乗り越え、今日まで市長としての重責を務めることができましたのも、ひとえに私のこれまでの市政への取り組みを温かく支え続けてくださいました市民の皆様、議員の皆様、各界各方面の皆様方のご支援、ご協力の賜物と、心より感謝を申し上げる次第でございます。

平成30年度予算は私の2期目最後の予算編成になります。今後も引き続き、本市の基幹産業である農業を中心とした産業の活性化、人口減少に歯どめをかけるための施策として、

安心して子どもを産み育てることができるよう、子育て世代への支援強化、全国に先駆けて始めた「幼小中高連携教育」による特色ある教育活動の推進など、教育や福祉、産業といった各種施策を充実させながら、しっかり八街市の街づくりに取り組んでまいります。引き続き故郷である八街の発展と、市民の皆様の福祉向上に取り組んでまいりますので、市民の皆様方並びに議員各位におかれましてはさらなるご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、我が国の社会経済情勢でございますが、政府は平成30年度における経済成長率見通しを平成29年12月に1.8パーセントと試算し、同年7月の1.4パーセントから上方修正をしました。国内では長く続いたデフレから脱却しつつあり、GDPのプラス成長や企業業績の改善、完全失業率の改善、賃金の上昇などの雇用環境の改善など、経済の好循環が生まれ、景気は回復基調にあると言われております。しかし、地方に目を向けると地域間でのばらつきがあり、全ての地方まで景気回復の実感が伝わっているとはいえない状況にあります。景気回復の効果が地方経済に波及しなければ、経済の好循環が地方において実現せず、人口減少が地域経済の縮小を呼び、さらに地域経済の縮小が人口減少を加速させるという、負のスパイラルに陥るリスクが高まることとなります。本市におきましても、少子高齢化の進展、若者の減少、地域の賑わいの喪失など、人口減少に伴うさまざまな課題が山積しており、その解消のためには、まさに先を見通した対応が必要不可欠でございます。

政府は、一億総活躍社会を実現するため、長時間労働の改善や非正規と正社員の格差是正などの働き方改革の実現に取り組んでいます。また、将来確実に訪れることとなる超高齢化社会に向けて、人生100年時代を見据え、長い人生をより充実した豊かなものとするために、教育や雇用制度、社会保障などの国の制度がどうあるべきかを「人生100年構想会議」において検討しています。本市におきましても、人口減少に加え高齢化は確実に進展しており、現在の推計では2025年に高齢者の割合が34.4パーセントまで増加し、市民の3分の1が65歳以上の高齢者になることが予測されております。このような中、国の対策や先進事例にも注視しつつ、その対応に乗り遅れないよう、将来のまちづくりの取り組みの実現に向け一層の努力をしていかなければならないと考えております。

過去に実施しました、街づくりに関する市民意識調査で、今後の街づくりの視点として市民の皆様からの要望が高かったのは、「安心して暮らせること」「交通の便利なこと」で、安心・安全、便利な住環境の整備への期待を強く感じたところでございます。このようなことから、優先して進めるべき施策として、道路の体系的整備や、公共交通の充実といった道路や交通環境など、インフラの整備充実を図るとともに、あわせて、次世代を担う若い世代・子育て世代が住みやすい環境、子どもを産み育てやすい環境や、教育環境の整備、産業振興による雇用の確保など、市民の皆様が生涯にわたって安全で安心して健やかに暮らすことができる施策をバランスよく推進していくことが重要なものと認識しております。

残念ながら、市民の皆様からの道路整備における切実な要望はあれど、事業着手に至らないケースが多くありましたが、ここに来て多くの懸案事業が動き始めました。具体的に申し

上げますと、八街バイパスの全面開通のめどがたち、国道409号朝陽小学校脇交差点改良や住野十字路交差点改良、国道126号沖入口の交差点改良など、多くの事業について進展が見られたところをごさいます。近い将来、市民の皆様の利便性向上につながるものと確信しているところをごさいます。また、交通対策として、昨年10月から高齢者への外出支援策として、タクシー乗車料金の助成事業である「高齢者外出支援タクシー利用助成事業」を実施するなど、道路や交通環境の充実を図る施策をこれからも推進してまいります。

本年も昨年と同様、本市を取り巻く状況は依然として厳しい状況にあります。持続可能な社会の構築、個性を活かした街づくりに向けて、市の最上位計画である「八街市総合計画2015」をもとに着実に各種施策を推進することによりまして、将来都市像として「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、平成30年度の予算編成にあたっての基本的な考え方を申し上げます。

まず、本市の財政状況と収支見通しをごさいます。収入では、平成30年度の市税は、個人住民税所得割や太陽光発電関連の償却資産に係る固定資産税の伸びにより若干増加を見込めるものの、企業進出など新たな税源確保に伴い税収が伸びたものではないため、今後、将来に向けて安定した税収増を期待できるものとは言いがたい状況にごさいます。

また、普通交付税におきましては、総務省が発表した平成30年度地方財政対策では、昨年に引き続き、トップランナー方式の導入等により地方交付税の総額が削減されるなど、厳しい状況が続くものと思われま。

一方、支出では、平成30年度に完了を迎える榎戸駅整備事業や、新規事業である川上小学校空調設備工事、第1庁舎耐震補強工事、児童館整備事業などのほか、平成31年度以降におきましても第2庁舎の解体やその後の活用策、市内小中学校空調設備整備や北総中央用土地改良事業負担金の償還など、大規模事業等が予定されています。また、扶助費などの義務的経費につきましても、今後も確実に増加していくものと思われることから、経常収支比率の悪化による財政の硬直化が懸念されるなど、厳しい財政状況が続くことが予想されます。

こうした点を踏まえまして、平成30年度の予算編成におきましては、時代の潮流の変化や多種多様化する市民ニーズに的確に対応した時代にふさわしい街づくりを推進するため、その指針となる基本計画・実施計画に基づく施策の展開を図る予算編成を行いました。

歳入につきましては、その根幹をなす市税収入について、財源確保の面はもちろん、税負担の公平性の観点から課税客体的な捕捉などに努め、さらなる収納率の向上に向け、より一層取り組みを強化してまいります。また、国・県補助金については、積極的に情報収集に努め、新たな補助金の獲得を目指すことはもちろん、その他新たな財源の創出のため、あらゆる創意工夫を行ってまいります。

歳出におきましては、財源が限定されている厳しい財政状況に鑑みると、現在実施している事業を継続しながら、さまざまな事業を同時に推進していくことは困難であることから、

選択と集中の観点を持って施策や事業の優先化を図りました。具体的には、現基本計画に掲げた主要な事務事業に取り組むとともに、重点プロジェクトとして位置付けている事業等を優先的に実施することとして、必要性、効率性の観点から不断の見直しを行い、歳出削減に努めたところでございます。

このような認識のもと、平成30年度の予算は、施策の厳選化と重点化を徹底した歳入に見合った規模の通年型予算として編成をいたしました。

今後とも、自主財源の確保や予算の効果的な配分と執行に努め、各種財政指標や市債残高などに留意しつつ、計画的な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

それでは、平成30年度の主要事業の概要につきまして、基本構想の8つの街づくりの分野に沿って説明いたします。

まず初めに、「便利で快適な街」のための主な施策についてでございます。

榎戸駅整備事業についてでございますが、平成27年度に開始しましたこの事業も、完成予定まで残すところあと1年に迫りました。現在、工事は順調に進捗しており、平成30年度も、駅舎の橋上化、東西自由通路の新設、東西ロータリーの整備など、平成31年3月の完成を目途に工事を進めてまいります。

八街バイパスにつきましては、全線開通まで残すところ、国道409号から大木地先までの約500メートルとなっておりますが、このたび、交渉しておりました地権者との協議が調い、用地買収・補償のための契約を結ぶことができました。今後千葉県では、平成32年度の開通を目標に事業を進めていく予定となっております。工事完了の暁には、本市中心市街地にある八街十字路を中心とした車両の通行に変化をもたらし、懸案でありました市街地の慢性的な交通渋滞の緩和に、一定の効果があるものと期待しているところでございます。今後も早期に全面開通が実現するよう、千葉県に対して引き続き働きかけてまいりたいと考えております。

国道126号沖入口交差点につきましては、国道から県道岩富山田台線へ右折する車線設置に向けた地権者との協議が順調に進捗しており、事業着手に向けて前進しているところでございます。

国道409号朝陽小学校脇交差点改良及び住野十字路交差点改良についてでございますが、まず、朝陽小学校脇交差点につきましては、本年3月の完成に向けて工事は順調に進捗しているところでございます。

住野十字路交差点改良につきましては、関係地権者から協力する旨の事業同意を得ているところであり、順調に進めば、平成30年度以降に調査・測量、詳細設計、用地買収を経て工事に着手し、平成33年度から平成35年度までの間に開通できるよう、事業を進めていく予定となっております。もちろん、地権者の皆様の協力や県予算の確保が前提でございますが、できるだけ早期に事業完了が迎えられるよう、今後も山本県議とともに、関係者に強く働きかけてまいりたいと考えております。

これからも、市民生活や産業活動を支える道路につきましては、交通需要や渋滞箇所を把

握する中で計画的な整備を進めてまいります。

次に、2つ目の「安全で安心な街」のための主な施策についてでございます。

まず、防犯体制の強化策として、市では夜間通行の安全を確保し、犯罪の起きにくい街づくりのため、各地域に防犯灯の整備を進めているところで、現在、市内に約6千灯の防犯灯を設置しております。防犯灯につきましては、消費電力が少なく、より明るく、また、耐用年数も長いLED灯を一部に導入しておりますが、防犯対策とともに省エネルギー化を図り、環境に配慮した低炭素社会を推進するため、平成30年度に全ての防犯灯をLED灯に切りかえることといたしました。なお、あわせて、今後におきましても、市民の皆様から要望のあった必要な箇所につきましても、防犯灯の整備を進め、犯罪の起きにくい街づくりを進めてまいります。

八街駅南口に設置いたしました防犯ボックスにつきましても、八街駅周辺一帯の安全・安心が向上し、特に子どもたちや女性が安心して利用できること、市民の皆様から感謝の言葉をいただいております、実際に犯罪の低下などにつながっているところでございます。平成30年度以降についても、引き続き事業を継続して、駅周辺利用者の安全・安心を図ってまいりたいと考えております。

防災対策の充実・強化策として、市役所庁舎の改修等につきましては、平成29年度予算で第1庁舎の耐震改修工事の設計を実施したところでございます。平成30年度の予算では、この設計に基づきまして耐震補強工事、防水改修工事、外壁改修工事など庁舎の耐震化を実施し、防災拠点としての機能強化を図ってまいります。

その他、第2庁舎の解体工事実施設計や、情報伝達に要する処理時間の短縮、特別警報等の伝達情報の充実を図るため、新型のJアラート受信機器の更新を予算計上いたしました。

次に、3つ目の「健康と思いやりにあふれる街」のための主な施策についてでございます。

子育て支援に係る平成30年度の主な事業でございますが、本市の長年の懸案でありました児童館がいよいよ建設に向けて動き出すこととなりました。子どもたちに健全な遊び場を提供し、地域における子どもの余暇活動の拠点として、また、健全育成活動を行う子育て支援の拠点として利用できる施設が実現することとなります。建設予定地は、中央公園、老人福祉センターに近接した自然豊かな環境とともに、高齢者との世代間交流など、子どもたちにとって魅力的な活動ができる場所であると考えております。平成30年度予算では、設計業務、測量業務、地盤調査業務を予算計上し、平成31年度の開設に向けて準備を進めてまいります。また、実住学区における児童クラブにつきましては、現在、第一八街児童クラブ、第二八街児童クラブで合計80名を定員として運営しておりますが、小学校から児童クラブまでに距離があり交通事故等の危険が生じること、また、希望者全員を入所するには至っていないことから、以前より、保護者からの場所の変更とともに、施設増員の要望があったところでございます。平成30年度予算では、この要望を受けまして、実住小学校の余裕教室を活用し、定員を増やした新たな児童クラブを整備する予定でございまして、本年12月の開設を目指して準備を進めてまいります。

病気やけがの回復期で、家庭や集団生活での保育が困難な場合に、お子さんを専用施設で一時的にお預かりする「病後児保育事業」や、核家族化の進展等により保護者の病気等、身近に頼る人がなく預けたくとも預ける場所がない家庭を支援するため、一定期間、養育・保護を行う「子育て短期支援事業」も引き続き実施いたします。

待機児童解消対策として、平成30年4月に開園予定の小規模保育事業所に対して、運営費の補助を新たに新年度予算に計上いたしました。小規模保育事業所の開設により、0歳児から2歳児まで、19名の定員増を図る予定でございます。

また、健康づくりの支援策として、肝炎ウイルスの検診対象を拡大いたします。日本においてウイルス肝炎の持続感染者は、B型が110万人から140万人、C型が190万人から230万人存在すると推測されていますが、その3割の人は自分が感染していることに気付いていないと考えられています。肝炎ウイルスに感染していても自覚症状がないため、肝硬変や肝がんに行進している人が少なくありません。最近のウイルス性肝炎の治療は進歩しており、たとえ肝炎ウイルスに感染していても、早期に医療機関で適切な治療を受ければ、深刻な症状に行進するのを防ぐことができます。このことから、肝炎ウイルスの検診対象年齢を現在の40歳のみから、40歳以降、70歳までの5歳刻みに拡大することとし、早期発見・早期治療につなげてまいります。

次に、4つ目の「豊かな自然と共生する街」のための主な施策についてでございます。

今年度に購入したけやきの森公園についてでございますが、公園内にある櫟の大木は開墾当初に植樹されたもので、八街市の開墾の歴史を残す大変貴重な文化的な財産といえます。用地の購入にあたり、美しい自然を活かした市民の憩いの場、交流の場、健康づくりの場として、また、避難場所としての機能を合わせ持つ公園施設となるよう整備する予定との説明をしたところでございます。平成30年度予算では、公園内にある櫟の大木について、現状を把握し安全性を確認するとともに、生育の状態によっては必要最小限の伐採も視野に、樹木医に調査を依頼する予定でございます。あわせて、避難場所の整備として、防災用井戸の設置及び北側道路を拡幅して、災害時に大型の消防車両等が進入できるよう整備する予定でございます。

快適な生活環境づくりをする上で、良質な浄水の安定供給は必要不可欠なものであり、そのためには、水道事業における経営基盤の強化が必要となります。本市の上水道事業については、敷設後、相当の期間が経過した水道管の更新事業等の多額の経費が見込まれる一方、給水人口の伸び悩みなどにより収益の増加は見込まれませんし、料金改正ができる環境にもありません。このことから、将来にわたる八街市水道事業の健全な財政運営を図るため、八街市水道事業に対する営業対策費補助を増額し、経営基盤の強化を図ってまいります。

資源循環型社会の構築に向けて、廃棄物処理について、市民や事業者、団体などへの意識啓発に努めてまいります。ごみの減量化や、資源の有効利用の推進と市民のリサイクル意識の向上を図るため、資源ごみを適正に収集した団体等に奨励金を交付するリサイクル推進費を引き続き計上し、廃棄物の減量化等の推進など、豊かな自然と共生する環境保全施策を引

引き続き推進してまいります。

道路排水施設整備といたしまして、市道5区1号線の排水整備に伴う用地購入、市道210号線の道路排水改修工事、市道文違7号線道路排水整備工事などを実施いたします。

次に、5つ目の「心の豊かさを感じる街」のための主な施策についてでございます。

学校教育の充実についてでございますが、まず、小中学校空調設備の整備につきましてご説明いたします。

平成30年度は川上小学校の空調設備の本体工事を予算計上いたしました。今後の各学校における空調設備の整備計画については、平成31年度に小学校8校の設計、平成32年度に小学校8校の工事及び中学校4校の設計、平成33年度に中学校4校の工事を実施する予定でございます。具体的な各学校の空調設備につきましては、川上小学校の空調設備が稼働した後、その検証結果を設計に反映させまして、各学校にあったよりよい空調設備としてまいりたいと考えております。空調設備の整備は、児童・生徒の健康保持はもとより、学習環境が改善されることにより、学力の底上げにもつながるものと期待しているところでございます。

スポーツプラザは、平成4年の供用開始から既に四半世紀が過ぎ、老朽化に伴いまして、施設内の各所で改修等が必要となっております。特に、今回改修予定のテニスコートは地盤が弱く、人工芝は傷みが激しかったことから、早急な改修が必要でありましたが、このたび、スポーツ振興くじの助成金を活用できることとなったことから、平成30年度予算に計上して地盤改良・人工芝の張り替えを実施いたします。

また、中央公民館のエレベーターにつきましても、老朽化に伴いまして改修することとし、利用者の安全を確保いたします。なお、中央公民館、郷土資料館は、経年により老朽化が著しいことから、利用者の利便性の向上を図るため、施設の改修や建設に向けた調査業務を計上いたしました。

さきに千葉県教育委員会の内藤教育長にお会いした際、八街市立図書館のジュニア司書等の活動についての発言がございました。八街市で実施しているジュニア司書マイスター制度は、図書館で司書としての知識や技術を学びながら、読書のおもしろさや、すばらしさを広める読書リーダーになるよう育成するとともに、本を身近なものとして子どもたちとつなぐ大変すばらしい取り組みで、今後、八街市をモデルケースとして県内に広めていきたいとの高い評価をいただいたところでございます。

今後も学校教育、社会教育によるさまざまな活動を通じて、子どもたちの豊かな心を育む教育を進めてまいります。

次に、6つ目の「活気に満ちあふれた街」のための主な施策についてでございます。

地域の賑わいを取り戻すためには、人口減少対策とともに、農・商・工業のバランスのとれた産業の活性化が必要不可欠でございます。地域資源を活かした産業振興策として実施しております八街市農業体験ツアーにつきましては、八街市のPR効果も大きく好評を得ていることから、引き続き平成30年度においても実施いたします。また、昨年から開催しまし

た「やちまた落花生まつり」につきましては、既にご案内のとおり、市内外から多くの来場者をお迎えし、落花生や新鮮野菜の販売など大変好評を博した八街市の新たなイベントとなりました。平成30年度は去年の経験を踏まえ、さらに予算を拡充して内容の充実を図ってまいります。

さきに県庁を訪ねた折、森田知事から、八街産生姜を利用した「八街生姜ジンジャーエール」につきまして、県産品を活用した製品の成功例として高い評価をいただいたところであり、今後、県においても、また知事本人も、「八街生姜ジンジャーエール」を千葉県の名品として積極的にPRしていくとの言葉を頂戴いたしました。「八街生姜ジンジャーエール」は、産経新聞社等が主催する「ふるさと名品オブ・ザ・イヤー、まちの逸品」部門賞において優良賞を、そして、千葉県などが主催する「食のちばの逸品を発掘2018」において金賞を獲得するなど、大変高い評価を受けており、皆様既にご承知のとおり、販売も大変好調と伺っております。

また、昨年、郵便局のふるさと小包で「八街産千葉半立落花生」が人気第3位となるなど、大変多くの申し込みをいただき、販売したとのことでございます。過去には落花生を生産しても売れず倉庫に山積みし、作付けをやめる農家もおりましたが、現在、八街産落花生は供給が需要に追いつかず、高値で取引されていることを考えると、農業を生業として、かつて心血を注ぎ農業に従事していた者として、感慨深いものがあると同時に、隔世の感を覚えまします。落花生が八街市の特産品として認知度を高め人気を博しているのは、ひとえに生産者・加工業者や商工会議所などの関係団体と行政が協力してPR活動に努力した賜物であると思えますし、手前みそになりますが、私が安倍総理などに継続して贈呈するなどの地道な活動もその一端にあるのではないかと考えております。実際、安倍総理に贈呈していることがメディアで取り上げられたことにより、八街産落花生を知って「八街の落花生がそんなに美味しいなら、是非食べてみたい」と言葉をかけられたこともございます。また、千葉県が開発した落花生の新品種「千葉P114号」がいよいよ今年、新愛称の命名とともに市場デビューいたします。今後もさまざまな活動を通じて、八街産農産物を含めた八街市のPRに努め、本市の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、7つ目の「市民とともにつくる街」のための主な施策についてでございます。

今日、本市を取り巻く環境は、人口減少、少子・高齢化や厳しい財政状況等が大きく変化しており、行政だけで今後の街づくりを進めていくのは極めて難しくなっています。一方で、地域の課題解決を行政だけに任せるのではなく、自ら進んで取り組もうとする市民や団体等が増えています。地域課題や多様化する市民ニーズ等に的確に対応していくには、市民の豊かな想像力、迅速性・柔軟性・専門性などの特性を活かしながら、市民・行政それぞれが役割分担し、新たな市民参画の街づくりのスタイルを創り出し、対等なパートナーとして協働していく必要があります。

このようなことから、本市では一層の市民協働を進めていくため、本年度から市民協働推進課を新設して、市民協働による街づくりのさまざまな取り組みを進めているところでござい

ます。現在、市民の皆様は公園サポーターや公民館サポーターとして、施設の維持管理等にご協力をいただいております。この3月には、榎戸駅整備後に駅周辺を地域の拠点として活性化していくため、地域の方々が、自分たちで何ができるのかを考えていただくために、地元説明会を開催する予定となっております。さらに、今年度、区長の皆さん自らの発案で、より多くの市民の方に街づくりに参加いただくための方策や、地域の問題などの情報交換をする場を設け、意見交換会を継続的に行っていると聞いております。今後も区長の皆さんには積極的に本市街づくりに関わっていただきたいと考えておりますし、街づくりのパートナーとして期待しているところでもございます。

なお、平成30年度予算では、地域活動の拠点として、文違ニュータウン集会場建て替えに対する助成を行うため、予算を計上いたしました。今後も市民協働による街づくりのさまざまな取り組みを積極的に進めてまいります。

最後に、8つ目の「市民サービスの充実した街」のための主な施策についてでございます。平成30年度の新規事業として、インターネット上で八街市議会の議会中継・録画映像を配信するために、映像機器整備事業を計上いたしました。これは以前から議員の皆様から強い要望があったことではございますが、市議会の活動をより多くの市民に周知し、開かれた議会を実現するために実施するものでございます。

戸籍届出時間外受付業務についてでございますが、戸籍等の届け出は、1日違うだけで待婚期間や嫡出非嫡出に影響する可能性があるため、休日・夜間にかかわらず、いつでも受領できるよう国の通達で定められております。現在、本市でも24時間体制で受領可能となっておりますが、市役所に宿直職員や守衛を置いていない現状から、市民等から届け出の連絡があった都度、職員が戸籍等を預かるなど、事故防止や書類管理の面から体制が十分とは言えない状況にあります。平成30年度予算では、市民サービスをより一層充実させるとともに、職員負担の軽減を図るため、夜間等の戸籍等の受付を委託するための予算を計上いたしました。また、あわせて、市民課窓口でのパスポートの発行及び交付事務につきましても、平成31年1月の開始を目途に準備を進めてまいります。

自動電話催告システムについてでございますが、電話による催告は、未納者へ納付を促す有効な手段ではあるものの、大量の未納者への架電には多数の人員が必要となり、人的コストがネックとなります。今回予算計上した自動電話催告システムは、登録した未納者リストに従って自動的に電話を発信し、相手が電話に出ると自動音声で催告を行うことから、低コストで大量の未納者への催告が可能となります。未納者の中には、入金忘れや、たまたま残高が不足したことによる引き落とし不能、納付書の紛失など、「ついうっかり」によるものが散見されることから、早期に電話催告することで、比較的容易に支払いに応じていただけるものと考えております。税金の納め忘れなどの未納者に対し、早期に納税催告を行い、納税の勧奨と収納率の向上を図るため、自動電話催告システムを導入いたします。市民の皆様が簡単に口座振替に移行できるよう、国保税につきましてもペイジー口座振替受付サービスも開始いたします。

以上、平成30年度の主な施策につきまして説明させていただきました。

さきにも触れましたとおり、平成30年度予算は私の2期目の任期最後の予算編成になります。私にとっての1つの区切りではあるものの、八街市の街づくりに終わりはございませんし、立ちどまることも許されません。これからも次の世代によりよい八街市を引き継ぐため、八街市総合計画等をもとに、未来に向けた街づくりを進めていかなければなりません。残された市長としての任期はわずかでございますが、今まで市民の皆様にお約束した街づくりにつきまして、その実現を図るため、全身全霊を傾けて努力してまいりたいと考えております。

私は市政運営の責任者として、決断力の重要性は十分認識しておりますが、一方で、多くの皆様の声を謙虚に受け止めること、そして、決断にあたり誠意を尽くして説明することが重要であると考えております。中国の儒家である孟子の言葉に、「至誠にして動かざる者はいまだこれ有らざるなり」という言葉があります。この意味は、誠の心を尽くせば感動しない人などいない、誠を尽くせば人は必ず心動かされるということでございます。私は市長として、この言葉を常に自分の心内にとめ置いて、自らの戒めや励ましとして、今後も市政に当たってまいりたいと考えております。

以上、市政運営に関する私の所信の一端につきまして、ご説明させていただきました。ここに改めまして、市民の皆様並びに議員各位の一層のご理解とご支援を賜りますよう、心からお願い申し上げます。平成30年度の施政運営方針といたします。

それでは、提案いたしました各議案についてご説明申し上げます。

本定例会に提案いたしました案件は、諮問1件、人事案件1件、専決処分の承認を求める案件1件、条例改正15件、平成29年度八街市一般会計補正予算、平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算、平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算、平成29年度八街市介護保険特別会計補正予算、平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算、平成29年度八街市水道事業会計補正予算、平成30年度各会計予算の、合計29議案でございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。これは、「椎名榮子」氏の任期が平成30年9月30日で満了することに伴い、引き続き同氏を再任することについて議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、監査委員の選任についてでございます。これは、「越川芳勝」氏の任期が平成30年5月31日で満了することに伴い、引き続き同氏を再任することについて議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。これは、平成30年度の図書館空調設備保守点検業務について、今月執行予定の一般競争入札に付するにあたり予算を補正する必要が生じましたが、市議会を招集する時間的余裕がなく専決処分したことについて、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第3号は、八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、市議会議員の期末手当について、人事院勧告や一般職及び近隣市の動向を踏まえ、平成30年度以降支給分の期末手当について、0.25月分増額し、年4.2月分とするものでございます。

議案第4号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、市税等収納補助員、消費生活相談員の報酬の改正及び新たに市税等徴収指導員を配置することに伴い、所要の改正をするものでございます。

議案第5号は、八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、特別職の期末手当について、人事院勧告や一般職及び近隣市の動向を踏まえ、議案第3号と同様、平成30年度以降支給分の期末手当について、0.25月分増額し、年4.2月分とするものでございます。

議案第6号は、八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、現在行っている市長5パーセント、副市長、教育長2パーセントの給与減額措置について、平成30年度も引き続き実施するものでございます。

議案第7号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、職員の時間外勤務手当等の算定基礎となる勤務1時間当たりの給与額の算出方法を、労働基準法に基づく方法へと改正するものでございます。

議案第8号は、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例を廃止する条例の制定についてでございます。これは、平成19年度から実施している管理職手当の削減について、平成29年度をもって廃止しようとするものでございます。

議案第9号は、八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、実住小学校内に新たに、第一実住児童クラブ、第二実住児童クラブの2つの児童クラブを設置することに伴い所要の改正をするものでございます。

議案第10号は、八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、児童扶養手当法の一部改正に伴い、助成の制限についての規定及び受給資格者に関する規定の整備を行うものでございます。

議案第11号は、八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、国の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第12号は、八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号は、八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。この2議案は、国の「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準」の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第14号は、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、国民健康保険法の改正に伴い、国保運営協議会について所要の改正を行うものでございます。

議案第15号は、八街市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、高齢者の医療の確保に関する法律の改正に伴い、住所地特例の要件について改正を行うものでございます。

議案第16号は、八街市農業経営基盤強化促進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、協議会の委員について組織改編されたことにより、その名称が変更となったことに伴い所要の改正を行うものでございます。

議案第17号は、八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、都市公園法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案第18号は、平成29年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から1億7千973万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を207億1千960万9千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金6千348万5千円、県支出金1千581万6千円、諸収入250万9千円を減額することが主なものでございます。歳出につきましては、決算見込額に基づき、総務費は、複写機使用料及び賃借料の減額などにより223万3千円の減、民生費は、私立保育園運営委託事業費などが増額したものの、児童手当や児童扶養手当などの減額により6千633万7千円の減、衛生費は、八富成田斎場運営費負担金や印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部繰出事業費などの減額により1千685万3千円の減、農林水産業費は、新「輝けちばの園芸」産地整備支援事業費や、農業後継者対策事業費を減額したことにより1千743万3千円の減、土木費は、下水道事業特別会計繰出金を減額することにより1千155万4千円の減、消防費は、防災費を減額することにより111万9千円の減、教育費は、中学校生徒援助奨励費や、私立幼稚園就園奨励費補助事業費が減額することにより1千487万5千円の減、公債費は、償還金元金及び利子が確定したことにより4千932万8千円の減とすることが主なものでございます。繰越明許費につきましては、平成29年度予算に計上した事業の内2事業について年度内の完了が見込めないことから計上し、2事業について繰越額の変更を行うものでございます。債務負担行為の補正につきましては、追加する債務負担行為は、手数料に関するもの1件、補助金に関するもの2件、物品等の賃借に関するもの1件でございます。地方債の補正につきましては、追加1件、変更3件で、地方債限度額の合計を260万円増額するものでございます。

議案第19号は、平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から3千343万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を115億5千393万3千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金59万4千円の増、繰入金59万4千円の減、諸収入3千343万9千円を減額するものでござ

ざいます。歳出につきましては、保険給付費1億1千84万1千円の減、保健事業費497万円の減、諸支出金1億1千581万1千円の増、繰上充用金3千343万9千円を減額するものでございます。

議案第20号は、平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に3千900万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億6千10万4千円とするものでございます。歳入につきましては、後期高齢者医療保険料3千929万8千円、繰越金350万7千円を増額し、繰入金380万3千円を減額するものでございます。歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金3千791万9千円、諸支出金108万3千円を増額するものでございます。

議案第21号は、平成29年度八街市介護保険特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算に18万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億7千369万1千円とするものでございます。歳入につきましては、財産収入18万2千円を増額するものでございます。歳出につきましては、基金積立金18万2千円を増額するものでございます。

議案第22号は、平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてでございます。この補正予算は、既定の予算から55万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額を8億2千718万5千円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金1千440万円、繰入金1千155万4千円を減額し、市債2千540万円を増額するものでございます。歳出につきましては、公債費55万4千円を減額するものでございます。繰越明許費につきましては、平成29年度予算に計上した事業のうち1事業について年度内の完了が見込めないことから設定するものでございます。地方債の補正につきましては、変更2件で、地方債限度額の合計を2千540万円増額するものでございます。

議案第23号は、平成29年度八街市水道事業会計補正予算についてでございます。この補正予算は、収益的支出につきましては、既定の予算に39万3千円を追加し、総額を10億2千160万6千円とするものでございます。資本的支出につきましては、既定の予算に33万7千円を追加し、総額を3億3千699万4千円とするものでございます。

議案第24号から議案第29号までは、平成30年度八街市一般会計予算をはじめとする各会計の予算についてでございます。各予算の概要につきましては先ほど説明いたしました。詳細につきましては後ほど各担当部課長から説明いたします。

以上で提出いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願いを申し上げます。

○議長（木村利晴君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

（休憩 午前11時01分）

（再開 午前11時12分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務部長（山本雅章君）

それでは、議案第24号、平成30年度八街市一般会計予算についてご説明いたします。

配付してございます平成30年度八街市予算書の5ページをお開きください。

まず、第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ222億8千万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額を、第1表歳入歳出予算によるものとしております。歳入歳出の予算の総額を前年度と比較しますと、19億1千万円、9.4パーセントの増となっております。

次に、第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を、第2表債務負担行為によるものとしております。

第3条では、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、第3表地方債によるものとしております。

第4条では、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借入最高額を20億円と定めるものです。

次に、第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものでございます。

続きまして、一般会計予算の主な内容についてご説明いたします。

6ページをごらんください。6ページ、第1表、歳入歳出予算でございます。

初めに、歳入予算についてご説明いたします。

1款市税は73億8千479万9千円、歳入全体の33.1パーセントを占めており、前年度と比較し1億7千922万5千円、2.5パーセントの増で、個人住民税所得割や固定資産税償却資産分の増額等によるものです。

2款地方譲与税は1億8千900万円で、前年度と比較し500万円、2.7パーセントの増となっております。

3款利子割交付金は900万円で、前年度と比較し100万円、12.5パーセントの増となっております。

次に、4款配当割交付金は4千200万円、前年度と比較しマイナス800万円、16.0パーセントの減となっております。

5款株式等譲渡所得割交付金は4千900万円で、前年度と比較し200万円、4.3パーセントの増となっております。

6款地方消費税交付金は、12億1千700万円で、前年度と比較し1億3千300万円、12.3パーセントの増となっております。

7款ゴルフ場利用税交付金は1千700万円で、前年度と比較し100万円、6.3パーセントの増となっております。

7ページに参りまして、8款自動車取得税交付金は7千200万円で、前年度と比較し1

千600万円、28.6パーセントの増となっております。

9款地方特例交付金は3千200万円、前年度と比較し300万円、10.3パーセントの増となっております。

10款地方交付税は34億2千万円で、前年度と比較しマイナス1億8千万円、5.0パーセントの減となっております。普通交付税は、総務省の情報を基に算定した結果、32億5千万円を見込んでおり、また、特別交付税は、前年度当初予算と同額の1億7千万円を見込んでおります。

11款交通安全対策特別交付金は700万円で、前年度と比較しマイナス100万円、12.5パーセントの減となっております。

ただいま説明をいたしました2款から11款につきましては、総務省からの「地方財政対策の概要」及び県からの財政情報等を考慮し積算したものでございます。

次に、12款分担金及び負担金は1億9千373万4千円で、前年度と比較し362万7千円、1.9パーセントの増となっております。

13款使用料及び手数料は2億8千714万9千円で、前年度と比較しマイナス1千373万9千円、4.6パーセントの減となっております。

14款国庫支出金は40億5千97万9千円で、前年度と比較し4億7千657万円、13.3パーセントの増となっており、榎戸駅整備及び市第1庁舎耐震補強工事に係る社会資本整備総合交付金などが増加したことによるものでございます。

15款県支出金は14億9千496万4千円で、前年度と比較し3千513万3千円、2.4パーセントの増となっており、新「輝けちばの園芸」産地整備支援事業補助金などの増によるものでございます。

続きまして、8ページに参りまして、16款財産収入は1千252万7千円で、前年度と比較しマイナス25万3千円、2.0パーセントの減となっております。

17款寄附金は4千万円で、前年度と比較し3千100万円、344.4パーセントの増で、落花生の郷やちまた応援寄附金の増を見込んでおります。

18款繰入金は8億3千958万円で、前年度と比較し4億56万3千円、91.2パーセントの増となっており、これは、財政調整基金からの繰入金を8億420万4千円とすることによるものでございます。

19款繰越金は、前年度と同額の1億円でございます。

20款諸収入は、6億46万8千円で、前年度と比較し1千847万4千円、3.2パーセントの増となっており、スポーツ振興宝くじ助成金の増などによるものです。

21款市債は、22億2千180万円で、前年度と比較し8億740万円、57.1パーセントの増となっており、榎戸駅整備事業6億9千20万円、庁舎耐震整備事業2億1千180万円の増などによるものです。なお、平成30年度債の起債依存度は10.0パーセントとなっております。

歳入予算の説明については、以上でございます。

詳細につきましては、49ページから71ページをご参照いただきたいと思います。

続きまして、9ページとなります。歳出についてご説明をいたします。

1款議会費は2億1千583万3千円で、前年度と比較し891万2千円、4.3パーセントの増で、議会映像配信機器の整備費577万8千円の増などによるものです。

2款総務費は24億915万1千円で、前年度と比較し4億7千313万円、24.4パーセントの増で、第1庁舎耐震補強等工事費3億3千200万円、市長及び市議会議員補欠選挙費3千73万9千円の増などによるものです。

3款民生費は92億629万8千円で、前年度と比較し4億1千950万9千円、4.8パーセントの増で、生活保護費1億2千853万8千円、障害者自立支援給付事業費6千568万3千円、家庭的保育事業等運営委託事業費6千168万1千円の増などによるものです。

4款衛生費は21億5千489万4千円で、前年度と比較し5千483万9千円、2.5パーセントの減で、市上水道営業対策費補助金5千万円の増、クリーンセンター焼却炉維持修繕事業費7千421万8千円の減などによるものです。

5款農林水産業費は2億7千733万6千円で、前年度と比較し1千989万4千円、7.7パーセントの増で、新「輝けちばの園芸」産地整備支援事業補助金2千578万9千円の増などによるものです。

6款商工費は1億2千846万円で、前年度と比較し465万9千円、3.8パーセントの増で、落花生まつり事業費134万8千円の増などによるものです。

続きまして、10ページをごらんください。

7款土木費は24億8千84万3千円で、前年度と比較し8億2千896万円、50.2パーセントの増で、榎戸駅整備事業費6億5千76万9千円の増、道路排水施設整備事業費7千709万7千円の増などによるものです。

8款消防費は13億4千707万7千円で、前年度と比較し7千585万7千円、6.0パーセントの増で、佐倉市八街市酒々井町消防組合分担金4千840万1千円の増などによるものです。

9款教育費は20億8千404万4千円で、前年度と比較し1億9千878万1千円、10.5パーセントの増で、川上小学校空調設備設置工事1億936万9千円、スポーツプラザテニスコート人工芝改修費6千250万円、中央公民館エレベーター更新工事5千73万9千円の増などによるものでございます。

11款公債費は19億3千150万9千円で、前年度と比較し5千972万2千円、3.0パーセントの減となっております。

歳出予算の説明につきましては以上でございます。

歳出予算についての詳細は、75ページから274ページをご参照いただきたいと思います。

以上で平成30年度八街市一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。

○市民部長（和田文夫君）

それでは、議案第25号、平成30年度八街市国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の19ページをごらんください。

平成30年度当初予算の歳入歳出予算の総額を、第1条において、歳入歳出それぞれ91億4千107万円と定めるものでございます。前年度と比較しますと23億2千571万円、20.3パーセントの減でございます。減の主な理由は、国民健康保険制度の公費化に伴い、歳入において国庫支出金や各交付金がなくなったこと、また、歳出においても、これまでの拠出金や支援金がなくなったことによるものでございます。

第2条の一時借入金は、一時借入れをしなければならない事態が生じた場合の対応として、限度額を15億円と定めるものでございます。

第3条は、歳出予算の流用について定めるものでございます。

予算書の20ページをごらんください。

初めに、歳入でございますが、1款国民健康保険税21億8千758万5千円につきましては、一般被保険者、退職被保険者等それぞれの医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分としての保険税であり、前年度と比較しますと3億5千953万6千円、14.1パーセントの減でございます。

2款県支出金は63億2千354万2千円を計上いたしました。前年度と比較しますと57億2千15万3千円、948.0パーセントの増でございます。これは、これまで交付されていた高額医療費、共同事業及び特定健康診査等に対する県の負担金に加え、国保の広域化に伴い、保険給付費等交付金が新設されたことにより、大幅に増額となったものでございます。

3款繰入金是一般会計からの繰入金で、5億8千644万4千円を計上いたしました。前年度と比較しますと3千349万5千円、5.4パーセントの減でございます。

4款繰越金は前年度と同額の2千円で、存目計上でございます。

5款諸収入は4千349万7千円の計上で、前年度と比較し547万1千円、14.4パーセントの増でございます。

なお、歳入の詳細につきましては、299ページから305ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書の21ページをごらんください。

1款総務費は4千78万2千円を計上いたしました。主なものは、一般管理費及び千葉県国民健康保険団体連合会への負担金、保険税の賦課徴収に必要な経費でございます。

2款保険給付費は一般被保険者及び退職被保険者等に係る療養給付費で、63億3千449万3千円を計上いたしました。前年度と比較しますと3億8千138万5千円、5.7パーセントの減でございます。主なものは、現物給付となる療養給付費や、現金給付となる療

養費及び診療報酬明細書の審査支払手数料、高額療養費などがございます。

3 款国民健康保険費納付金は、国民健康保険制度の広域化に伴い、県が市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮し定めた納付金で、24億9千130万6千円を計上いたしました。

4 款共同事業拠出金2千円の計上は、年金受給者のデータから、退職者医療制度該当者を抽出するための事業拠出金でございます。

5 款保険事業費5千470万3千円は、特定健康診査、保健指導に係る経費及び人間ドック・脳ドック助成事業の経費を計上いたしました。前年度と比較しますと324万4千円、5.6パーセントの減となります。

22 ページに移りまして、6 款基金積立金は、歳入歳出の差額2億146万9千円を財政調整基金に積み立てるものがございます。

7 款公債費は、一時借入金の利子として、前年度と同額の300万円を計上いたしました。

8 款諸支出金につきましては、保険税過誤納還付金など、1千31万5千円を計上いたしました。

9 款予備費500万円は、前年度と同額の計上でございます。

なお、歳出の詳細につきましては306 ページから318 ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

以上で平成30年度八街市国民健康保険特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第26号、平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、ご説明申し上げます。

予算書の25ページをごらんください。

平成30年度当初予算の総額は、第1条で、歳入歳出それぞれ5億9千993万1千円と定めるものがございます。前年度と比較しますと7千882万9千円、15.1パーセントの増でございます。

26 ページをごらんください。

初めに、歳入でございますが、1 款後期高齢者医療保険料は4億5千711万8千円で、前年度と比較し6千882万円、17.7パーセントの増でございます。

2 款国庫支出金は、保険料軽減特例の見直しに伴うシステム改修に要する高齢者医療制度円滑運営事業費補助金62万6千円を計上したものでございます。

3 款繰入金は1億3千610万1千円で、前年度と比較し916万9千円、7.2パーセントの増で、一般管理費や賦課徴収費分の事務費繰入金と、低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定繰入金でございます。

4 款繰越金は、平成29年度からの繰越見込額として200万円を計上したものでございます。

5 款諸収入は408万6千円で、前年度と比較し21万4千円、5.5パーセントの増で、後期高齢者医療保険料過年度還付金、長寿・健康増進事業補助金が主なものでございます。

なお、歳入の詳細につきましては325 ページから326 ページに記載のとおりござい

ますので、ご参照ください。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書の27ページをごらんください。

1款総務費は580万6千円で、前年度と比較し100万3千円、20.9パーセントの増で、1項総務管理費のうち主なものは、郵送料、人間ドック等助成費でございます。2項徴収費は保険料の賦課徴収に要する経費でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金は5億9千162万4千円で、前年度と比較し7千782万6千円、15.1パーセントの増で、市が徴収した保険料と保険料軽減分に係る一般会計からの基盤安定繰入金の合計額を千葉県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

3款諸支出金は前年度と同額の150万1千円で、過年度分の保険料過誤納還付金及び還付加算金でございます。

4款予備費は、前年度と同額の100万円の計上でございます。

なお、歳出の詳細につきましては327ページから329ページに記載のとおりでございますので、ご参照ください。

以上で平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第27号、平成30年度八街市介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

予算書の31ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億5千288万2千円と定めるものでございます。前年度と比較しますと1億273万8千円、2.3パーセントの増となります。

第2条では、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は36ページの第2表債務負担行為によるものとしております。

第3条では、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

続きまして、32ページをごらんください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

1款保険料でございますが、12億9千659万9千円の計上で、前年度と比較しますと3千570万7千円、2.8パーセントの増となります。これは、第1号被保険者数の増加によるものでございます。

2款分担金及び負担金でございますが、前年度と同額の180万円の計上で、地域支援事業に係る利用者の自己負担金でございます。

3款国庫支出金でございますが、8億5千906万3千円の計上で、前年度と比較しますと4.1パーセントの増となっております。これは、介護給付費等に対する国の負担金及び調整交付金と、地域支援事業に要する国からの交付金でございます。

4 款支払基金交付金でございますが、11 億 5 千 5 8 0 万 6 千円の計上で、前年度と比較しますと 0.4 パーセントの減となっております。これは、社会保険診療報酬支払基金からの介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金でございます。

5 款県支出金でございますが、6 億 3 千 2 9 6 万 8 千円の計上で、前年度と比較しますと 2.2 パーセントの増となっております。これは、介護給付費等に対する県の負担金、地域支援事業に係る交付金でございます。

6 款財産収入でございますが、介護給付費準備基金積立金利子 1 千円を存目計上するものでございます。

7 款繰入金でございますが、6 億 4 7 1 万円の計上で、前年度と比較しますと 4.2 パーセントの増となっております。これは、介護給付費、事務費及び地域支援事業の市負担金並びに低所得者介護保険料軽減による繰入金が主なものでございます。

8 款諸収入でございますが、9 3 万 5 千円の計上で、前年度と比較しますと 1 8 万 1 千円の増となっておりますが、これは、臨時職員保険料個人負担金の増によるものが主なものでございます。

続きまして、33 ページをごらんください。

9 款繰越金でございますが、前年度と同額の 1 0 0 万円の計上でございます。

なお、詳細につきましては 335 ページから 340 ページをご参照ください。

次に、歳出についてご説明いたします。

予算書の 34 ページをごらんください。

1 款総務費でございますが、4 千 6 8 9 万 2 千円の計上で、前年度と比較しますと 1 2 3 万 2 千円、2.7 パーセントの増となっております。これは、介護保険制度改正に伴う介護保険システム改修業務、介護保険料賦課徴収事務に関する経費及び介護認定審査会の報酬等が主なものでございます。

2 款保険給付費でございますが、4 1 億 7 千 1 8 9 万 7 千円の計上で、前年度と比較しますと 1 億 7 千 2 5 万 8 千円、4.3 パーセントの増となっております。1 項介護サービス等諸費 3 8 億 1 千 6 0 5 万 1 千円、及び 2 項介護予防サービス等諸費 5 千 2 8 5 万円の計上につきましては、要支援、要介護認定を受けた方に係る介護サービス及び介護予防サービスに対する給付費でございます。3 項高額介護サービス等費 8 千 6 6 0 万 8 千円の計上につきましては、介護サービスに係る自己負担が一定金額を超えたときに、超えた部分を支給する経費でございます。4 項高額医療合算介護サービス等費 9 6 8 万円の計上につきましては、各医療保険における世帯内で、1 年間の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、一定の上限額を超える部分について給付を行うものでございます。5 項特定入所者介護サービス等費 2 億 3 5 7 万 3 千円の計上につきましては、介護保険施設に入所する低所得者等の食費及び居住費に対して、市が認定した負担限度額を超えた部分を支給する経費でございます。6 項その他諸費 3 1 3 万 5 千円の計上につきましては、保険給付費に係る介護報酬等審査支払手数料でございます。

3款地域支援事業費でございますが、1億7千611万8千円の計上は、前年度と比較しますと2千792万9千円、13.7パーセントの減となっております。これは、平成28年4月より開始された、介護予防・日常生活支援総合事業及び高齢者が地域において生活を継続するための包括的支援事業、並びに家族支援などの任意事業に要する経費でございます。1項介護予防・生活支援サービス事業費1億211万6千円の計上につきましては、要支援認定を受けた方及び基本チェックリストにより事業対象者となった方に係る訪問型サービス、及び通所型サービスに対する経費でございます。2項一般介護予防事業費653万3千円の計上につきましては、運動器、口腔器の機能向上、栄養状態の改善等の事業に要する経費でございます。3項包括的支援事業費・任意事業費6千538万8千円の計上につきましては、地域包括支援センターの運営経費、配食サービス業務、おむつ支給業務等に要する経費でございます。4項包括的支援事業費（社会保障充実）184万1千円の計上につきましては、包括的支援事業の内、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業に要する経費でございます。5項その他諸費24万円の計上につきましては、介護予防・生活支援サービスに係る介護報酬等審査支払手数料でございます。

4款基金積立金でございますが、1億5千547万4千円の計上で、前年度と比較しますと1千517万7千円、10.8パーセントの増となっております。介護給付費準備基金への積み立てでございます。

5款諸支出金でございますが、前年度と同額の150万1千円の計上で、第1号被保険者保険料の還付金等でございます。

続きまして、35ページをごらんください。

6款予備費でございますが、前年度と同額の100万円を計上いたしました。

なお、詳細につきましては341ページから352ページをご参照ください。

以上で平成30年度八街市国民健康保険特別会計予算、平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計予算、平成30年度八街市介護保険特別会計予算についての説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設部長（横山富夫君）

議案第28号、平成30年度八街市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算書の39ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8千580万5千円に定めようとするものでございます。歳入歳出の予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額につきましては、40ページ、41ページの第1表歳入歳出予算によるものとしております。なお、前年度と比較しますと4千158万2千円、5.0パーセントの減となっております。

第2条では、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法については、42ページの第2表地方債によるものとしております。

第3条は、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費

の金額を流用することができる場合について定めるものでございます。

続きまして、40ページ、41ページの第1表歳入歳出予算をごらんください。

最初に、歳入についてでございますが、1款分担金及び負担金につきましては、1項負担金として447万7千円を計上しており、前年度と比較しますと66万7千円、13.0パーセントの減となっております。

2款使用料及び手数料につきましては2億4千242万4千円の計上で、前年度と比較しますと34万8千円、0.1パーセントの増となっております。このうち、1項下水道使用料につきましては2億4千216万4千円の計上で、前年度と比較して24万3千円、0.1パーセントの増、2項手数料につきましては26万円の計上で、前年度と比較して10万5千円、67.7パーセントの増となっております。

3款国庫支出金につきましては、1項国庫補助金として4千250万円を計上しており、前年度と比較しますと3千500万円、45.2パーセントの減となっております。これにつきましては、地震対策事業である重要幹線の管更生工事の完了に伴う減額でございます。

次に、4款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金として3億659万6千円を計上しており、前年度と比較しますと2千828万5千円、10.2パーセントの増となっております。

5款繰越金につきましては、1項繰越金として前年度と同額の500万円を計上しております。

6款諸収入につきましては3千220万8千円の計上で、前年度と比較しますと2千265万2千円、237パーセントの増となっております。このうち、1項延滞金加算金及び過料につきましては、前年度と同額であります。2項雑入につきましては、大池調整池上流池整備事業に係る道路管理者負担金の増額が主なものでございます。

7款市債につきましては1億5千260万円を計上しており、前年度と比較しますと5千720万円、27.3パーセントの減となっております。

続きまして、歳出でございますが、1款下水道事業費につきましては4億3千194万5千円の計上で、前年度と比較しますと2千189万5千円、4.8パーセントの減となっております。重要幹線の管更生工事の完了に伴う減額が主なものとなっております。このうち、1項総務管理費につきましては、2億5千905万2千円の計上で、前年度と比較しますと8千533万7千円、49.1パーセントの増、2項下水道建設費につきましては1億7千289万3千円の計上で、前年度と比較しますと1億723万2千円、38.3パーセントの減となっております。

2款公債費につきましては3億5千286万円の計上で、前年度と比較しますと1千968万7千円、5.3パーセントの減となっております。

3款予備費につきましては、1項予備費として、前年度と同額の100万円を計上しております。

続きまして、42ページ、第2表地方債をごらんください。

起債の目的及び限度額につきましては、公共下水道事業6千920万円、流域下水道事業270万円、下水道事業特別措置分2千210万円、下水道事業資本費平準化債3千460万円、下水道事業公営企業会計適用債2千400万円と定め、起債の方法につきましては、普通貸借または証券発行、利率につきましては5.0パーセント以内、償還の方法につきましては、政府資金による場合について、その融資条件により銀行その他による場合について、その債権者と協定するものによるものとしております。

なお、詳細につきましては、355ページ以降に記載の、八街市下水道事業特別会計予算に関する説明をご参照していただきたいと思っております。

以上で平成30年度八街市下水道事業特別会計予算の説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（山本安夫君）

議案第29号、平成30年度八街市水道事業会計予算についてご説明いたします。

平成30年度八街市水道事業会計予算書をご参照ください。

1ページをお開きください。

初めに、第2条業務の予定量ですが、年度末の給水件数を1万4千928戸、年間総配水量を394万3千407立方メートル、一日平均配水量を1万804立方メートルと見込むものです。また、主な建設改良工事といたしまして、配水管更新工事を予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出と、第4条資本的収入及び支出ですが、すみませんが、予算書の5ページ、平成30年度八街市水道事業会計予算実施計画書をごらんください。

初めに、収入、第1款水道事業収益は、12億2千504万3千円で、前年度と比較しますと7千956万4千円、率にしまして6.9パーセントの増となっております。この内訳ですが、第1項営業収益は8億1千689万3千円で、前年度と比較しますと1千627万2千円、率で1.9パーセントの減です。その主なものは、第1目給水収益です。

次に、第2項営業外収益は4億815万円で、前年度と比較しますと9千583万6千円、率で30.7パーセントの増でございます。その主なものは、第2目他会計補助金、第3目補助金でございます。

続きまして、支出、第1款水道事業費用は10億1千318万6千円で、前年度と比較しますと550万5千円、率で0.5パーセントの減となっております。この内訳ですが、第1項営業費用は9億4千236万9千円で、前年度と比較しますと332万3千円、率で0.3パーセントの減でございます。その主なものは、第2目配水及び給水費、第4目総係費でございます。

予算書6ページをごらんください。

次に、第2項営業外費用は6千981万7千円で、前年度と比較しますと218万2千円、率で3.1パーセントの減でございます。その主なものは、第1目支払利息及び企業債取扱諸費でございます。

次に、第3項予備費は100万円で、前年度と同額を計上するものです。

続きまして、資本的収入及び支出ですが、初めに、収入、第1款資本的収入6千754万4千円で、前年度と比較しますと1千221万6千円、率で15.3パーセントの減となっております。この内訳ですが、第1項企業債5千270万円で、前年度と比較しますと710万円、率で11.8パーセントの減です。これは管路近代化事業に係る企業債費でございます。

次に、第2項出資金931万8千円で、前年度と比較しますと857万7千円、率で47.9パーセントの減でございます。これは、広域化対策に伴う一般会計からの出資金でございます。

次に、第3項工事負担金552万6千円で、前年度と比較しますと346万1千円、率で167.6パーセントの増でございます。これは、八街バイパスに伴う409号交差点部工事に伴う水道施設等の移転に係る工事負担金の増でございます。

続きまして、支出、第1款資本的支出3億1千154万3千円で、前年度と比較しますと2千231万6千円、率で6.7パーセントの減でございます。この内訳ですが、第1項建設改良費は9千867万4千円で、前年度と比較しますと91万2千円、率で0.9パーセントの増でございます。この主なものは、第2目施設費でございます。

次に、第2項企業債償還金は2億1千256万9千円で、前年度と比較しますと2千322万8千円、率で9.8パーセントの減でございます。これは、企業債元金の償還金でございます。

申し訳ございません。予算書の1ページにお戻りいただきたいと思っております。

第4条の括弧書きは、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額499万3千円、過年度分損益勘定留保資金8千908万1千円、当年度分損益勘定留保資金1億192万5千円及び減債積立金4千800万円等で補填するものでございます。

2ページをお開き願いたいと思っております。

第5条債務負担行為ですが、平成30年度から平成35年度まで行う複写機賃借に係る限度額を定めるものでございます。

第6条企業債ですが、これは起債の目的、限度額、起債の方法などを定めるもので、平成30年度に実施する管路近代化事業に係る企業債について定めるものです。

第7条一時借入金ですが、これは、一時借入金の限度額を定めるものでございます。

第8条予定支出の各項の経費の金額の流用ですが、これは、流用することができる場合を、営業費用及び営業外費用間の流用と定めるものでございます。

次に、第9条議会の議決を経なければ流用することができない経費ですが、これは、職員の給与費8千107万5千円を、議会の議決を経なければ流用することができない経費と定めるものです。

次に、第10条他会計からの補助金ですが、これは、営業対策費及び一般会計繰出基準に基づく水道広域対策等に要する経費などを補助金として、受け入れる額を1億6千101万

3千円と定めるものでございます。

次に、第11条たな卸資産購入限度額は、これは、たな卸資産の限度額を1千478万7千円と定めるものです。

なお、八街市水道事業会計予算に関する説明資料として、7ページ以降に、八街市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、債務負担行為に関する調書、八街市水道事業会計予定貸借対照表、重要な会計方針などの注記、八街市水道事業会計予定損益計算書などが掲載されておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で議案第29号、平成30年度八街市水道事業会計予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（木村利晴君）

以上で説明は終わりました。

会議中ではありますが、ここで昼食のため休憩をいたします。午後は1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後1時10分)

○議長（木村利晴君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

お諮りします。この件については直ちに意見を決定したいと思います。

人権擁護委員候補者を市長の推薦のとおり適任と認めることにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。諮問第1号は、市長の推薦のとおり、適任と認めることに決定しました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号、監査委員の選任については人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号、監査委員の選任についてを採決します。この議案に同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。議案第1号は同意することに決定しました。

お諮りします。議案第24号は、18人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託し、審査することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。

お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、議長から指名します。

委員は配付してあります名簿のとおりです。18名を指名します。

これからしばらく休憩し、予算審査特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いますので、委員の皆様は議員控室にお集まりください。

しばらく休憩いたします。本会議再開時刻につきましては事務局よりご連絡いたします。

（休憩 午後 1時13分）

（再開 午後 1時22分）

○議長（木村利晴君）

再開します。

正副委員長が決定しましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に石井孝昭議員、同副委員長に川上雄次議員、以上のとおり決定しました。

議案第24号を、配付の議案付託表のとおり予算審査特別委員会に付託し、開催日の通知とします。

日程第4、休会の件を議題とします。

明日17日から20日の4日間を議案調査及び休日のため休会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村利晴君）

ご異議なしと認めます。17日から20日の4日間を休会することに決定しました。

本日の日程は全て終了しました。本日の会議はこれで終了します。

2月21日は午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。2月20日午前9時から全員協議会を開催し、一般会計新年

度予算事業費説明会を行います。

2月26日に議案第24号を除く議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は22日午後1時までに通告書を提出するようお願いいたします。

なお、所属する常任委員会の所管する議案については、原則として質疑を避けるようお願いいたします。

この後、予算審査特別委員会の集合写真を撮影しますので、演壇付近にお集まりください。写真撮影終了後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 1時24分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名

2. 会期の決定

3. 議案の上程

諮問第1号

議案第1号から議案第29号

提案理由の説明

諮問第1号 質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

議案第1号 質疑省略、委員会付託省略、討論省略、採決

予算審査特別委員会の設置及び付託

4. 休会の件

.....
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 監査委員の選任について

議案第2号 専決処分承認を求めることについて（平成29年度八街市一般会計補正予算）

議案第3号 八街市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第4号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 八街市特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 八街市特別職の職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第9号 八街市児童クラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第11号 八街市指定地域密着型サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第12号 八街市指定地域密着型介護予防サービス基準条例の一部を改正する条例の制定について

議案第13号 八街市指定介護予防支援事業者の指定に関し必要な事項並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につ

いて

- 議案第14号 八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 八街市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第16号 八街市農業経営基盤強化促進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 八街市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第18号 平成29年度八街市一般会計補正予算について
- 議案第19号 平成29年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
- 議案第20号 平成29年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第21号 平成29年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第22号 平成29年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第23号 平成29年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第24号 平成30年度八街市一般会計予算について
- 議案第25号 平成30年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第26号 平成30年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第27号 平成30年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第28号 平成30年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第29号 平成30年度八街市水道事業会計予算について